

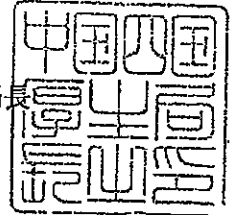


中厚発 0723 第 26 号

平成 26 年 7 月 23 日

広島県健康福祉局長 様

中国四国厚生局長



再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）の
制度説明会 開催について

平素より、厚生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的として、昨年 11 月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）」（以下「再生医療等安全性確保法」という。）が公布され、本年 11 月から施行される予定です。

再生医療等安全性確保法施行後においては、自由診療や臨床研究で iPS 細胞、ES 細胞、体性幹細胞、体細胞等を用いた再生医療等を提供する医療機関は、再生医療等提供計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた認定再生医療等委員会の審査を受けたうえで、厚生労働大臣へ提出することが義務付けられます。

また、再生医療等で使用する細胞を加工する施設は、施設の構造設備等に関して、厚生労働大臣の許可を受けること若しくは届出をすることが必要になります。

この度、再生医療等安全性確保法の円滑な施行に向けて、この法律及び制度運用に関する説明会を開催することといたしましたので、別添「再生医療等安全性確保法の制度説明会・実施要領」等に基づき、貴管内の病院、診療所、歯科診療所及び薬局に対しご周知いただきますようお願いいたします。

なお、各県医師会・歯科医師会・薬剤師会（以下「各県医師会等」という。）の会員に対する案内については、当局から直接各県医師会等に依頼しておりますので、念のため申し添えます。